

# 規制対象事項チェックリスト

## 123 エレベーター

1. 積載荷重 1 トン以上のエレベーターを設置しようとする際、エレベーター設置届にエレベーター明細書、エレベーター組み立て図、エレベーター構造部分の強度設計書、据え付ける場所の周囲の状況を添付して、所轄労働基準監督署長に提出している。
2. 建築基準法 6 条 1 項 1 号から 3 号までに掲げる建築物のエレベーターについて、エレベーター設置届を提出する際、建築確認申請のうち、エレベーターに関する部分の写しと確認の通知の写しを添えて提出している。
3. エレベーターを設置した際、エレベーター落成検査申請書を労働基準監督署に提出し、落成検査を受け合格している。建築基準法により確認の通知の文書を添えて提出したエレベーターについては、検査済証の写しを労働基準監督署長に提出している。
4. 落成検査に合格したエレベーターは、エレベーター検査証に有効期限（1 年）を定め交付されている。また、検査証の交付を受けた後でなければ使用していない。
5. エレベーターの有効期限の更新を受ける際は、有効期間中に労働基準監督署長または、労働大臣が指定する者（検査代行機関）の行う性能検査を受け、有効期間の更新を受けている。
6. 設置しているエレベーターの[1]搬機またはカウンターウェイト、[2]まきあげ機または原動機、[3]ブレーキ、[4]ワイヤロープを変更しようとする際、エレベーター変更届にエレベーター検査証および変更しようとする部分の図面を添付して労働基準監督署長に提出している。
7. 変更届を提出した場合、エレベーター変更検査申請書を労働基準監督署長に提出し、変更検査を受けている。
8. エレベーターを設置している場合でエレベーター検査証の有効期間を経過した後までエレベーターの使用を休止しようとするときは、エレベーター検査証の有効期間中に[1]事業の名称、[2]事業の所在地、[3]エレベーターの種類、[4]検査証番号、[5]休止の期間、[6]休止の理由を記載した書面にエレベーター検査証を添え、労働基準監督署長に報告している。
9. エレベーターを設置している場合で当該エレベーターを廃止したときは、休止報告と同様事項のうち、「休止」を「廃止」と書き換えた書面を作成し、エレベーター検査証を添付して労働基準監督署長に返還している。
10. 積載荷重が 0.25 トン以上 1 トン未満のエレベーターを設置しようとする際、エレベ

ーター設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出している。

11. 積載荷重 0.25 トン以上のエレベーターを使用する場合、エレベーター構造規格に適合している。
12. 積載荷重 0.25 トン以上のエレベーターを使用する場合、ファイナルリミットスイッチ、非常止め、ドアスイッチ、緩衝器等の安全装置が有効に作用するよう調整している。
13. 積載荷重 0.25 トン以上のエレベーターを使用する場合、積載荷重を超え荷重をかけていない。
14. 積載荷重 0.25 トン以上のエレベーターを使用する場合、専任の運転者が決められていないエレベーターについては、運転方法および故障した場合における処置について当該エレベーターを使用する者に周知している。
15. 積載荷重 0.25 トン以上のエレベーターを設置した後、1 年以内ごとに 1 回、定期的にガードレール、搬器、機械部分、電気部分およびワイヤロープのほか、屋外に設置されているエレベーターにあっては昇降路塔、控えおよび基礎の異常の有無について点検を行い、その結果を記録し、3 年間保存している。
16. 積載荷重 0.25 トン以上のエレベーターについては、1 カ月以内ごとに 1 回、定期的に、[1]ファイナルリミットスイッチ、非常止めその他の安全装置、ブレーキおよび制御装置の異常の有無、[2]ワイヤロープの損傷の有無、[3]ガードレールの状態の事項について自主検査を行い、その結果を記録し 3 年間保存している。
17. 自主検査、点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修している。